

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第12号

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年四日市市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる条件を満たす障害者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。</p> <p>(1) 本市に住所を有すること。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第80条に規定する学校に就学している者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第29項に規定する福祉ホームに入所している者については、その者の保護者が本市に住所を有すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる条件を満たす障害者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。</p> <p>(1) 本市に住所を有すること。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第80条に規定する学校に就学している者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第28項に規定する福祉ホームに入所している者については、その者の保護者が本市に住所を有すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に定める施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（健康福祉部障害福祉課）